

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

〔一・二 略〕

三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備であつて、次に掲げるもの

イ 一の都道府県の区域内における通信を行うもの（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）

ロ 専ら異なる都道府県の区域間における通信を行うもの（データ伝送役務（当該電気通信事業者がインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型の電気通信役務に限り、トンネリングプロトコルにより通信路を設定するものを除く。以下同じ。）又はIP電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。以下同じ。）の提供の用に供されるものに限る。）

ハ 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続し、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うルータであつて、IP電話の提供の用に供されるもの

四 施行規則第二十三条の二第四項第二号イ及びロの伝送路設備

五 施行規則第二十三条の二第四項第二号ハの伝送路設備（データ伝送役務又はIP電話の提供の用に供されるものに限る。）

六 〔略〕

七 〔略〕

別表

区域	電気通信事業者
宮城県	株式会社ジエイコム埼玉・東日本
群馬県	株式会社ジエイコム埼玉・東日本
埼玉県	株式会社ジエイコム埼玉・東日本 株式会社ジエイコム東京
〔略〕	〔略〕
東京都	株式会社ジエイコム東京 株式会社ジエイコム埼玉・東日本 株式会社ジエイコム千葉 株式会社ジエイコム湘南・神奈川
〔略〕	〔略〕
富山県の区域のうち中新川郡立山町芦峯寺 ブナ坂外の一部の区域を除く区域	株式会社ケーブルテレビ富山 株式会社オプテージ

改正前

次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

〔一・二 同上〕

三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）

〔新設〕

四 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備（単位指定区域内における通信を行うものに限る。）

〔新設〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

別表

単位指定区域	電気通信事業者
埼玉県	株式会社ジエイコム埼玉・東日本
〔同上〕	〔同上〕
東京都	株式会社ジエイコム東京
〔同上〕	〔同上〕
富山県の区域のうち中新川郡立山町芦峯寺 ブナ坂外の一部の区域を除く区域	株式会社ケーブルテレビ富山

石川県	株式会社オプテージ
福井県	福井ケーブルテレビ株式会社 株式会社オプテージ
長野県の区域のうち木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を除く区域に富山県中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域を併せた区域	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オプテージ
岐阜県の区域に長野県木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せた区域	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オプテージ
〔略〕	〔略〕
愛知県	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オプテージ
三重県	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オプテージ
〔略〕	〔略〕
京都府	株式会社オプテージ 株式会社ジエイコムウエスト
大阪府	株式会社オプテージ 株式会社ジエイコムウエスト 近鉄ケーブルネットワーク株式会社
〔略〕	〔略〕
香川県	株式会社STNet
愛媛県	株式会社STNet
高知県	株式会社STNet
福岡県	株式会社ジエイコム九州
熊本県	株式会社ジエイコム九州
大分県	大分ケーブルテレコム株式会社
〔略〕	〔略〕

福井県	福井ケーブルテレビ株式会社
岐阜県の区域に長野県木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せた区域	中部テレコミュニケーション株式会社
〔同上〕	〔同上〕
愛知県	中部テレコミュニケーション株式会社
三重県	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社ZTV
〔同上〕	〔同上〕
京都府	株式会社オプテージ
大阪府	株式会社オプテージ 株式会社ジエイコムウエスト
〔同上〕	〔同上〕
香川県	株式会社STNet
高知県	株式会社STNet
福岡県	株式会社ジエイコム九州 株式会社QNet
大分県	大分ケーブルテレコム株式会社
〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。